

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 0 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成１２年川崎市規則第１２８号）の一部を次のように改正する。

第６１条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第８条」を「第１２条」に、「宅地造成工事規制区域内における宅地造成」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等」に改める。

別表第１１備考第７項を次のように改める。

７ 排水の測定方法は、ダイオキシン類にあつては規格Ｋ０３１２に定める方法、ニッケル及びその化合物にあつては規格Ｋ０１０２－３の１８に定める方法、これら以外の物質にあつては排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下「環境庁告示第６４号」という。）に定める方法による。この場合において、次の各号に掲げる物質に係る排水の測定方法は、それぞれ当該各号に定める項目に係る方法による。

（１）フェノール類

フェノール類含有量

（２）銅及びその化合物

銅含有量

（３）亜鉛及びその化合物

亜鉛含有量

（４）鉄及びその化合物

溶解性鉄含有量

（５）マンガン及びその化合物

溶解性マンガン含有量

(6) クロム及びその化合物

クロム含有量

別表第12第1項第1号の表備考第4項を次のように改める。

- 4 排水の測定方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12第1項第2号の表備考第3項を次のように改める。

- 3 排水の測定方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12第1項第3号エの表備考第2項を次のように改める。

- 2 排水の測定方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12第1項第4号の表備考第3項を次のように改める。

- 3 排水の測定方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12第2項の表備考第7項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「規格K0102の10.2」を「規格K0102-1の11.3」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号中「規格K0102の7.2」を「規格K0102-1の6.3」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる項目以外のもの

環境庁告示第64号に定める方法（水素イオン濃度（水素指数）にあつては、当該環境庁告示第64号に定める水素イオン濃度に係る方法）

別表第16備考第3項を次のように改める。

3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、ダイオキシン類にあつては規格K 0 3 1 2に定める方法、ダイオキシン類以外の特定有害物質等にあつては水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法による。

第25号様式（表）中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「宅地造成」の次に「等」を加える。

第25号様式（裏）備考中第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。